



Fairtrade Label Japan (FLJ)

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン

国際フェアトレード認証

化粧品類規定

R-10

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-10
	Issue Date:	2015年1月1日
国際フェアトレード認証化粧品類規定	Version:	1.2
	Page	2 of 7

1. 目的

本規定書は、国際フェアトレード認証化粧品、パーソナルケア製品、芳香製品における製品認証基準について規定する。

2. 付属文書

付属文書 1 化粧品類パッケージマニュアル
 ライセンス契約書
 小規模ライセンスー ライセンス契約書

3. 本規定の対象範囲

本規定書は、国際フェアトレード認証対象となる化粧品、パーソナルケア製品、芳香製品に適用される。以下、化粧品、パーソナルケア製品、芳香製品を総称して「化粧品類」と表す。

4. 製品の 카테고리分類

化粧品類は用途に応じて以下の2つのタイプに分類される。

表 4 化粧品類の 카테고리

カテゴリー	製品の種類	説明	例
A	塗布タイプの製品	<ul style="list-style-type: none"> ・オイル、ワックス ・フェースマスク、スクラブなどのトリートメント製品、手や体用コンディショニング製品 	<ul style="list-style-type: none"> ・体/手/髪用 ローション、クリーム、バター ・マッサージ・ボディーオイル ・体/手 スクラブ ・フェース/体/手 マスク ・脱毛剤 ・カラー化粧品、リップスティック、リップグロス、メイクアップ化粧品
B	洗い流すタイプの製品	石鹼、界面活性剤を使用した洗淨製品	<ul style="list-style-type: none"> ・シャンプー/リンス/コンディショナー/リンスインシャンプー ・ボディーソープ/バス・シャワージェル ・シェービングクリーム ・石鹼/液体石鹼 ・ハミガキ粉

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-10
	Issue Date:	2015年1月1日
国際フェアトレード認証化粧品類規定	Version:	1.2
	Page	3 of 7

5. 化粧品類の国際フェアトレード基準

5-1 法律の遵守

オペレーターは、化粧品類の製造販売につき法律に準拠した登録を管轄の都道府県にしなければならない。

5-2 国際フェアトレード認証原料の最大利用

入手可能な国際フェアトレード認証原料（以下、「認証原料」）は最大限に使用しなければならない。また、これは認証原料からの生成される派生物にも適用される。化粧品類の認証原料リストについては、FLJに別途問合せること。

5-3 認証原料の含有割合（重量）（%）

国際フェアトレード認証化粧品類の認証原料最低含有割合（重量ベース）を表 5-3 に示す。計算には製品に含まれる水分を含めるが、パッケージ材の重量は除くこと。

表 5-3 認証原料の最低含有割合（重量ベース）

カテゴリー	認証原料の最低含有割合（%）
A	5%以上
B	2%以上

含油量の算出には以下の点を考慮すること。

a) 認証原料の使用重量が、最終製品に含まれるそれら派生成分の重量より軽い場合（液体抽出製品、界面活性剤など）、フェアトレード含有割合の計算には派生成分を作るのに使用されたフェアトレード認証原料の重量を使用すること。

この場合、その成分を作る際に使用された認証原料を算出するための転換率を報告すること。

b) 認証原料の使用重量が最終製品に含まれるそれら派生成分の重量より重い場合、フェアトレード含有割合を算出する際には、最終製品に含まれるフェアトレード派生成分の割合を考慮すること。

5-4 販売後に認証された原料

製品販売開始時に国際フェアトレード認証の対象原料となっていなかった原料が、販売後に認証対象原料となった場合、ライセンサーは速やかにその認証原料の調達先を探さなくてはならない。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-10
	Issue Date:	2015年1月1日
国際フェアトレード認証化粧品類規定	Version:	1.2
	Page	4 of 7

5-5 動物実験の禁止

最終製品およびその原料に関し、いかなる動物実験をしてはならない。

6. 例外の適用

フェアトレードの対象となっている原料は、原則として認証原料を必ず使用しなくてはならない。しかしながら、何らかの理由で認証原料を使用することができず、非認証原料で代用せざるを得ない場合には例外を認めることがある。その際ライセンシーは、製品を販売前に例外適用の申請を FLJ に行い、承認を得なければならない。

7. 製品、パッケージの承認

ライセンシーは、製品の販売前に製品、パッケージの申請を FLJ に行い承認を得なければならない。

申請書ダウンロード（様式 B）：<http://www.fairtrade-jp.org/license/000025.html>

8. 料金

8-1 ライセンス料

R-02 料金規定に従い、製品消費者価格（税抜き）の 1% を四半期毎に FLJ へ支払うこととする。詳細は、R-02 料金規程を参照のこと。

8-2 化粧品発展ファンド（Cosmetic Development Fund; CDF）：（適用時期未定）

最終製品の消費者価格（税抜き）の 1%（予定）を化粧品発展ファンド(CDF)へ支払うこととする。

（参考）Cosmetic Development Fund; CDF

一般的に、他の国際フェアトレード認証製品に比べフェアトレード原料の比率が低い化粧品類に対し、生産者への還元を補填する目的で国際フェアトレードラベル機構が設立を予定している基金。集められた資金は主に小規模生産者組織に送られ、組織の強化、品質、生産性の向上などに役立てられる。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-10
	Issue Date:	2015年1月1日
国際フェアトレード認証化粧品類規定	Version:	1.2
	Page	5 of 7

改定履歴

Version	日付	改定理由
1.0	2012年7月1日	新規作成
1.1	2012年12月3日	第5-3項(参考資料)の追加
1.2	2015年1月1日	規定書番号の変更(R-010からR-10) R-01用語規定V3.0の変更を反映

(参考資料) 第5-3項 認証原料の含有率(重量)の適用例

■a) 認証原料使用重量 < 派生成分の認証原料重量

例 a-1: グリーンティーエキス



グリーンティーエキスを認証製品重量の5%使用した場合:

$$\begin{aligned} \text{フェアトレード原料含有率} &= 5\% \times 0.1053 \text{ (転換率)} \\ &= 0.526\% \end{aligned}$$

例 a-2: ソープベース

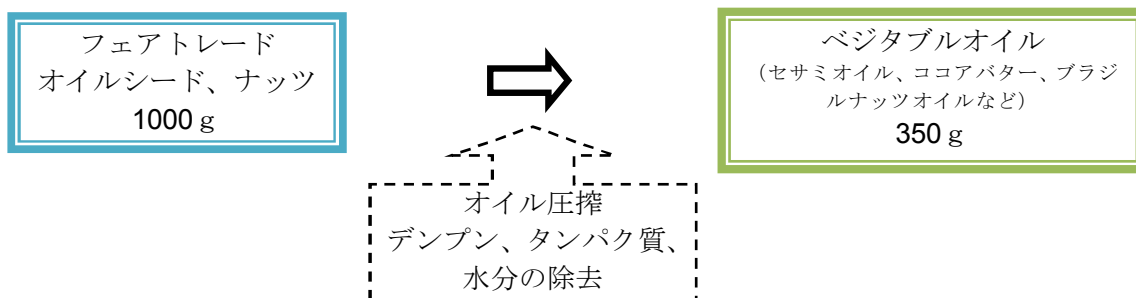


ソープベースを認証製品重量の50%使用した場合:

$$\begin{aligned} \text{フェアトレード原料含有率} &= 50\% \times 0.6 \text{ (転換率)} \\ &= 30\% \end{aligned}$$

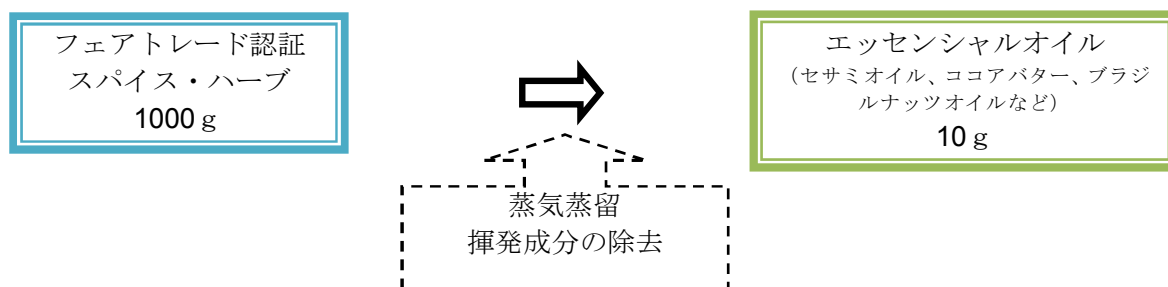
■b)認証原料使用重量≧派生成分の認証原料重量

例 b-1 : ベジタブルオイル



ベジタブルオイルを認証製品重量の 5%使用した場合：
フェアトレード原料含有率=5%

例 b-2 : エッセンシャルオイル



エッセンシャルオイルを認証製品重量の 1%使用した場合：
フェアトレード原料含有率=1%